

山形市成年後見センターだより

Thank you

生活支援員研修を行いました！！

後見活動や福祉サービス利用援助事業において、みんなで支え合うまちづくりとして、市民の皆様から様々な権利擁護活動にご協力いただいております。

同じ市民として同じ目線で利用者様と関わることができ、利用者様の真の気持ちに寄り添って支援を行って下さっています。



☆山形市の福祉のニーズや現在の状況説明☆

☆事例検討☆グループワーク



☆利用者様との関わり方や支援時の留意点☆

誰もが安心して暮らせるまちづくりとして、皆様の不安に寄り添い、丁寧な対応を心がけております。

★★★よくある相談★★★

～後見相談立ち寄り所～番外編～

【生活支援員】福祉サービス利用援助事業で、契約に基づいて定期的にご自宅等を訪問し、利用者様の様子確認を行いながら手続き等支援しています。

【法人後見支援員】社会福祉協議会が後見人となっている方を定期的に訪問し、様子確認を行いながら金銭管理・手続き等支援しています。

【市民後見人】養成講座を終了した市民が、家庭裁判所から後見人として選任され、身上保護や財産管理を行います。

権利擁護活動に参加されている方をご紹介します♪



お問い合わせはこちら↓

後見センター♪ 出前講座♪ いかがですか？

後見センター ☎674-0680